神労発基0831第1号の2
令和5年8月31日

(公社)神奈川労務安全衛生協会会長　殿

神奈川労働局長

神奈川県最低賃金の改定に関する周知について(依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県最低賃金（地域別最低賃金）につきましては、令和5年10月1日から「時間額1,112円」に引き上げることといたしました（改正前1,071円、41円引き上げ)。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしており、改定される神奈川県最低賃金額を広く県民の皆様に周知する必要があると考えております。

つきましては、別添（原稿例）を参考に、貴団体で発行されている会員向け会報誌やホームページがございましたら、最低賃金の改定についての記事を掲載いただく等により周知いただけますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、会報誌等に掲載いただいた場合には、大変お手数ですが、その紙面を郵送又はＦＡＸ等により送付いただけると幸甚に存じます。

担当　神奈川労働局　労働基準部賃金室
〒231-8434 横浜市中区北仲通５－５７
電　話　　０４５－２１１－７３５４
ＦＡＸ　　０４５－２１１－７３６０

下記広報文例の電子版
はここにあります　→
→　→　→

～神奈川県最低賃金の改正のお知らせ～

○令和５年 10 月１日から、神奈川県最低賃金は

時間額１,１１２円（４１円引き上げ）

となります。

○　神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

○次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

② 臨時に支払われる賃金

③ １か月を超える期間ごとに支払われる賃金

④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

下記の「業務改善助成金」をご利用ください！！

「業務改善助成金」は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

・事業内最低賃金の引き上げ額や人数により最大600万円

・申請期限は令和6年1月31日

・期限前でも予算がなくなり次第終了となります。

・過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。

助成対象経費（例）

・在庫管理の短縮のための POS レジシステム導入

・送迎時間の短縮のためのリフト付き特殊車両の導入

また、一定の要件を満たす特例事業場であれば、

・定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等

・パソコン、スマフォ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

・広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設

などが助成対象経費となります。

○　詳しくは、

神奈川働き方改革推進支援センター

電　　話：０１２０－９１０－０９０

受付時間：平日９：００－１７：００

または

業務改善助成金コールセンター

電　　話：０１２０－３６６－４４０

受付時間：平日８：３０－１７：１５

にお問い合わせください。

さらに、厚生労働省は中小企業庁と連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています。

厚生労働省のインターネットサイトから、

「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」（全文または概略版）

がダウンロードできます。

マニュアルの内容については、最新の状況をご確認ください。

簡易版

下記広報文例の電子版
はここにあります　→
→　→　→

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

○　**令和５年 10 月１日から、神奈川県最低賃金は**

時間額１,１１２円（４１円引き上げ）

となります。

○　**神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。**

賃金引上げに活用できる「業務改善助成金」！！

「業務改善助成金」は、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

「神奈川働き方改革推進支援センター」（電話　0120-910-090 ）にお問い合わせください。

さらに！厚生労働省は中小企業庁と連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています！！

厚生労働省のインターネットサイトから、

「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」（全文または概略版）

がダウンロードできます。

下記広報文例の電子版
はここにあります　→
→　→　→

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

神奈川県最低賃金（令和５年 10 月１日～）

時間額1,112円

神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

賃金引上げに活用できる「業務改善助成金」の活用を！

「業務改善助成金」は、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。
「神奈川働き方改革推進支援センター」
（電話　0120-910-090 ）
にお問い合わせください。

また、厚生労働省と中小企業庁が連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援の周知を実施しています！
厚生労働省のインターネットサイトから、
「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」（全文または概略版）
がダウンロードできます。